TAG Heuer
SWISS AVANT-GARDE SINCE 1860

倫理憲章

および

責任ある調達ポリシー

本ポリシーは、人権を尊重し、紛争の資金調達に寄与せず、適用される全ての国連制裁、決議、法律を遵守するというタグ・ホイヤーのコミットメントを改めて誓約するものです。本ポリシーはまた、倫理的・社会的・環境的責任へのコミットメントを誓約するものともなっています。

タグ・ホイヤーは、RJC (責任ある宝飾のための協議会) のメンバーです。そのため当社は、独立した第三者による検証を通じて、以下であることを実証することに取り組んでいます。

a. 国連の指導原則および国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」(懲戒処分に適用される法令を含む) に従い、人権を尊重すること。当社は、特に、児童労働、強制労働、闇労働、人身売買、職場におけるあらゆる形態の差別、ハラスメント (嫌がらせ)、暴力を強く拒否し、非難します。かかる規定への違反があった場合、当社は、当該ステークホルダーとのあらゆる関係を直ちに終了させます。

b. いかなる形態のマネーロンダリングやテロ資金調達にも関与せず、また容認しないこと。

c. 採掘産業において権利を遵守した政府や治安部隊からの支払いの透明性確保を支援すること。

d. 財産の安全よりも人の安全を優先すること。

e. あらゆる形態の汚職やその企て、およびいかなるものであれ円滑化のための支払いを拒否し、強く非難し、→汚職の企てに立ち向かった従業員を支援するよう取り組むこと。

f. ステークホルダーが匿名で、報復を恐れることなく、職場において起こり得る虐待、人権侵害、汚職、宝飾品のサプライチェーンに関する懸念を表明できるようにすること。 この目的のため、当社は内部告発手順を定め、関係者が利用できるようにしています。この手順書は、 grievances@tagheuer.com 宛てのメールでリクエストすることにより入手することが可能です。

g. 紛争地域および高リスク地域から調達される鉱物のサプライチェーンに関してOECDが定めたリスクベースのデューデリジェンスのための5段階フレームワークに沿って、デューデリジェンスを実施すること。

当社はまた、他の当時者による悪用の可能性を防ぐためにも自らの影響力を行使することに取り組んでいます。

h. ダイヤモンドの売買におけるキンバリー・プロセス認証制度の遵守を尊重し、推進するよう取り組むこと。

i. 環境への影響を管理するため、環境に配慮した態度と慣行を採用すること。

➢ 鉱物の採掘、輸送、取引における深刻な不都合について：

当社は、次の各号のいずれかに該当する行為を容認せず、これを支援・助長したり、これに利益を供与したり、加担したりしません。

- 拷問や残酷で非人道的な品位を傷つけるような扱い

- 強制労働

- 最悪の形態での児童労働

- 人権侵害や虐待

- 戦争犯罪、国際人道法に対するその他の重大な違反、人道に対する罪、ジェノサイド

当社は、上流のサプライヤーがこうした深刻な虐待を行う第三者に関与している、かかる第三者から調達している、またはかかる第三者と関連していることを合理的に示すリスクが特定された場合、かかるサプライヤーとのあらゆる関係を直ちに終了させます。

➢ 非国家武装集団への直接的または間接的な支援について：

当社は、以下の活動に違法に従事する非国家武装集団やその関連組織への、ゴールド、ダイヤモンド、ジェムストーンの供給、金銭の支払い、物流的・物資的支援等の提供を初めとする、直接的または間接的ないかなる支援も容認しません。

a. 採掘現場や輸送ルート、鉱物の取引場所、サプライチェーンの上流関係者の違法な支配。

b. ゴールド、シルバー、プラチナ鉱山からの貴金属、ダイヤモンド、ジェムストーンの採掘現場、輸送ルート、取引地点でのゴールド、ダイヤモンド、ジェムストーンへの、または仲介業者、輸出企業、国際貿易業者に対する違法な課税や金銭の恐喝。

当社は、上流のサプライヤーが上記のような非国家武装集団を直接的または間接的に支援する第三者から調達している、またはそのような第三者と関係していることを合理的に示すリスクが特定された場合、かかるサプライヤーとのあらゆる関係を直ちに終了させます。

➢ 公共または民間の治安部隊について：

当社は、公共または民間の治安部隊の役割は、人権を保障する法律を含む法の支配の元で、労働者、施設、設備、および財産の安全を確保することだと確信しています。当社は、上記に記載されているような罪を犯したり、違法行為を行ったりする公共または民間の治安部隊に対して、いかなる直接的または間接的な支援も行いません。

➢ ゴールド、シルバー、プラチナ鉱山からの貴金属、ダイヤモンド、ジェムストーンの原産地に関わる汚職や虚偽記載について：

当社は、ゴールド、シルバー、プラチナ鉱山からの貴金属、ダイヤモンド、ジェムストーンの原産地を隠したり、偽装したり、ゴールド、シルバー、プラチナ鉱山からの貴金属、ダイヤモンド、ジェムストーンの採掘、取引、加工、輸送、輸出のために政府に納める税金、関税、ロイヤリティを虚偽申告したりする目的で、

賄賂を申し出たり、約束したり、贈ったりすることを禁止し、賄賂を受け取ることへの誘いに対しても断固抵抗します。

➢ マネーロンダリングについて：

当社は、ゴールド、シルバー、プラチナ鉱山からの貴金属、ダイヤモンド、ジェムストーンの採掘、取引、加工、輸送、輸出に起因または関連するマネーロンダリングの合理的なリスクが特定された場合、マネーロンダリングの撲滅に役立つ取り組みを支援します。

ラ・ショードフォン、2023年7月17日

署名者：

ニコラス・ブーダン (CFO)

Guillaume Boilot, VP Opérations